

横須賀市立横須賀総合高等学校PTA規約

第1章 総 則

(名称および事務局)

第1条 この会は、横須賀市立横須賀総合高等学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

(目 的)

第2条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭・学校・社会における生徒の健全な成長をはかるとともに、会員相互の親睦と向上をはかることを目的とする。

(方 針)

第3条 この会は、前条の目的達成のために、次の方針に従って活動する。

- (1) 会員相互の親睦と教養の向上につとめる。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡のもとに、生徒の心身の健全な発達および福祉の増進につとめる。
- (3) 生徒の教育環境の改善につとめる。
- (4) 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体や社会的機関との協力につとめる。
- (5) この会は、会員の総意によって民主的に運営される自主独立の任意団体で、他の団体・機関の支配・干渉を受けることなく、また、営利的・宗教的・政党的活動には、いかなる関係もたない。
- (6) この会は、学校の人事・その他学校運営の基本事項には関与しない。

第2章 会員および役員

(会 員)

第4条 この会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者および本校の教職員とする。

(役 員)

第5条 この会には、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名 (保護者)
- (2) 副会長 2～3名 (保護者2～3名)
- (3) 書 記 3～4名 (保護者1～2名、教職員2名)
- (4) 会 計 4名 (保護者2名、教職員2名)
- (5) 会計監査 2名 (保護者2名)

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表して会務を総括し、総会および運営委員会・常任委員会・PTA委員会等を召集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合には、その職務を代行する。
- (3) 書記は、総会および運営委員会・PTA委員会の議事を記録し、各種文書を保存し、その他の事務を行う。
- (4) 会計は、この会の財産を管理し、総会の決定した予算に基づいて、この会の会計事務を処理し、総会において決算報告をする。
- (5) 会計監査は、執行状況の調査および会計の監査をし、総会に報告する。

(役員を選出)

第7条 役員を選出および就任は次の通りとする。

- (1) 下記のように役員候補者指名委員会 (以下「指名委員会」という) を作る。
 - (イ) 各常任委員会の中から互選により、各3名、計9名を選出する。(各学年から選出する。)
 - (ロ) 教職員の中から互選により、2名を選出する。
 - (ハ) 運営委員の中から互選により、1名を選出する。
- (二) 上記12名の中から互選により、指名委員会の委員長を選出する。
- (2) 指名委員会は、候補者の同意を得て、会長1名・副会長2～3名・書記1～2名・会計2名・会計監査委員2名の役員 (保護者8～10名) を会員の中から (立候補も含む) 推薦する。
- (3) 上記8～10名の役員は、臨時総会 (3月) において承認される。但し、やむを得ず、臨時総会が開催できない場合は、書面にてその旨を伝え、承認を得ることができる。
- (4) 指名委員は、役員・会計監査委員に立候補できない。
- (5) 指名委員の任期は、役員および会計監査委員の選出をもって終わる。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会計

(経費)

第9条 この会の経費は、会費・教育振興費およびその他の収入をもってこれに充てる。

- (1) 会費の額等を決定する場合は、総会の承認を得なければならない。
- (2) この会の会費は、月額全日制400円、定時制200円および教職員は400円とする。
- (3) この会の教育振興費は、月額全日制400円、定時制200円とし、広く教育活動の振興を促す。
- (4) この会の資産は、第1章の第2条の目的以外に使用してはならない。

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

ただし、総会開催までの間は運営委員会の責任において暫定的に予算を執行することができる。

第4章 総会

(総会)

第11条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関で、定例総会と臨時総会とに分ける。

(定例総会)

第12条 定例総会は、毎年1回年度の始めに開催し、次の事項を審議する。

- (1) 前年度の事業ならびに決算報告
- (2) 新年度の事業計画案ならびに予算案の審議
- (3) その他の運営のための必要事項などの審議

(臨時総会)

第13条 会長および運営委員会が必要と認めるとき、または、全会員の5分の1以上の要求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

(総会の定足数)

第14条 総会の定足数は、全会員の2分の1とし、委任状をもって出席にかえることができる。

(総会の議決)

第15条 総会における議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第5章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第16条 運営委員会は、会長・副会長・書記・会計・交流委員(2名)・広報委員(2名)・文化委員(2名)・学校長・副校長・教頭・学校書記・学校会計で構成する。

(運営委員会の任務)

第17条 運営委員会の任務は次の通りとする。

- (1) 各委員会の立案計画の審議および実施報告
- (2) 総会に提出する議案および報告書の作成
- (3) その他運営のための必要な事項の協議

(運営委員会の開催)

第18条 運営委員会は、毎学期1回以上これを開き、委員の3分の2以上の出席により成立する。

第6章 PTA委員会

(PTA委員会の構成)

第19条 PTA委員会は、PTA役員、全学年のPTA委員および学校長によって構成する。

(PTA委員会の任務)

第20条 PTA委員会の任務は、次の通りとする。

- (1) 各常任委員会によって立案計画された事業内容を、審議・検討する。
- (2) PTA委員が所属する常任委員会を決定する。
- (3) 各常任委員会の委員長1名と副委員長1名以上を選出し、承認する。

(PTA委員の選出)

第21条 PTAの選出については、入学時に年次より16名以上選出する。任期は1年であるが、再任は妨げない。
また、年度途中からPTA委員を希望する場合は、これを拒まない。

(PTA委員会の開催)

第22条 PTA委員会の開催は、年度始めとする。

第7章 常任委員会

(常任委員会の設置)

第23条 この会には、必要に応じて次の常任委員会を置くことができる。

- (ア) 交流委員会
- (イ) 広報委員会
- (ウ) 文化委員会

- (1) 各常任委員会は、各年次のPTA委員によって構成し、正副委員長を置く。
- (2) 各常任委員会の委員および正副委員長は、会長がこれを委嘱する。
- (3) 各委員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- (4) 各常任委員長は、事業・議事を記録し、保管する。
- (5) 常任委員が、役員に就任した場合は、常任の任務を外す。
- (6) 運営委員会の承認を得て、同条第1項の他に、新たに常任委員会を設けることができる。

(各常任委員会の任務)

第24条 常任委員会の任務は、次の通りとする。

- (1) 交流委員会
 - ① 各種PTA活動の計画を立て、PTA会員間の交流・親睦をはかる。
 - ② PTA会員の教養の向上をはかり、生徒の教育環境の改善につとめる。
 - ③ 各年次の年次行事に協力する。
- (2) 広報委員会
 - ① 会報を発行し会員の交流をはかる。
- (3) 文化委員会
 - ① SEAホール等を使用する文化的行事を企画し、運営する。
 - ② 地域との連携を深める活動を行う。

第8章 補 則

(規約の改正)

第25条 この会の規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意により改正することができる。

(細 則)

第26条 校長・副校長・教頭は、学校代表として各会議に出席し、必要に応じて意見を述べるることができる。

第27条 この規約にない細かな問題が生じた場合は、運営委員会で審議し、決めることができる。

附 則

- (1) この規約は、平成15年 4月 5日から施行する。
- (2) この規約は、平成18年 3月23日改正即日施行する。
- (3) この規約は、平成23年 5月17日改正即日施行する。
- (4) この規約は、平成24年 5月 9日改正即日施行する。
- (5) この規約は、平成24年11月19日改正即日施行する。
- (6) この規約は、平成29年 2月27日改正即日施行する。
- (7) この規約は、令和 2年12月11日改正即日施行する。